

令和2年度小国町事業継続支援給付金申請要領（中小法人等）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、事業収入が大幅に減少している町内中小法人等で、国の「持続化給付金」の事業収入減少要件（前年同月比50%以上）の対象とならない事業者の皆様を支援するために、「小国町事業継続支援給付金」を給付いたします。

○給付対象者

以下の要件を満たす事業者が対象となります。

- ① 2020年4月1日時点で、資本金の額または出資の総額が10億円未満もしくは常時使用する従業員数が2,000人以下である法人
- ② 町内に事業所を有する者
- ③ 2019年度以前から事業により事業収入（確定申告書別表1における「売上金額」欄に記載されるもの）（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- ④ 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が20%以上50%未満減少した月（以下「対象月」とします。）が存在すること（2020年1月から申請を行う日の属する月の前月（2021年1月を除く。）までの間で、ひと月を任意に選択できます。）
※対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金等の現金給付を除いて算出することができます。
- ⑤ 町税等を完納していること
- ⑥ 小国町暴力団排除条例に定める暴力団・暴力団員・暴力団員等でないこと

○申請書類

- ① 令和2年度小国町事業継続支援給付金申請書（兼実績報告書）（様式第1号）
- ② 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表1の控の写し
（収受日付印が押印されているもの。e-Taxで申告された方は、受信通知を添付）
※当該事業年度の確定申告が申告期限延長のため完了していない場合は、2事業年度前の確定申告書で代替可能。
※その他の事由で確定申告書が提出できない場合は、当該事業年度の確定申告で申告したまたは申告予定の月次の事業収入額を証明する書類（税理士による押印または署名があるもの）により代替可能。
- ③ ②と同事業年度の法人事業概況説明書の控の写し
- ④ 対象月の月間の事業収入（売上）がわかるもの
（売上台帳や帳面など確定申告の基礎となる書類。当該書類を提出できない場合は、他の書類での申請も可能。）
- ⑤ 滞納がない旨の町税等に係る直近の納税証明書
- ⑥ 法人名義の振込先口座の通帳の写し
（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義がわかるページの写し）

- ⑦ (事業所等を賃借している場合のみ) 事業所等の賃借に係る契約書等の写し
(賃借の実態がわかる書類の写し)

○給付額

下記の計算式により、上限20万円を給付します(1,000円未満の端数は切り捨て)。

$$\begin{aligned} (\text{給付額}) &= (\text{対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間の事業収入}) \\ &\quad - (\text{対象月の月間の事業収入} \times 12) \end{aligned}$$

※事業所等を賃借している場合は、30万円を上限とします。

○申請期間

令和2年7月13日(月)から令和3年2月26日(金)まで

○申請に係る特例

3ページ目以降に示します。

※給付額の上限及び端数の取扱は上記と同様になります。

○申請書様式の設置場所

- ・小国町役場2階ロビー
- ・小国町役場3階産業振興課内
- ・白い森ショッピングセンターアスモ1階 催事場付近の求人情報等チラシ棚
- ・白い森ショッピングセンターアスモ3階 小国町商工会内

※小国町ホームページを閲覧できるかたは、本給付金に関するページより様式データがダウンロード可能です。

○申請書提出先・問合せ先

〒999-1363 小国町大字小国小坂町2-70 小国町役場3階

小国町役場産業振興課 観光経済室 商工労政担当

TEL: 0238-62-2416 FAX: 0238-62-5464

メール: sangyo@town.oguni.yamagata.jp

※直接の提出のほか、郵送での申請も受け付けます。

<申請に係る特例について>

特例1. 2019年1月から12月の間に設立した法人の場合

対象月の月間の事業収入が、2019年の月平均の事業収入に比べて20%以上50%未満減少している場合、以下の特例を適用できます。

(1) 提出書類の特例

- ①～⑦の書類の写し等（1・2ページに記載の書類）
※2019年中に複数の事業年度が存在する場合は、2019年中の全ての事業年度に係るもの
- 履歴事項全部証明書の写し
※法人の設立年月日が2019年1月1日から12月31日までの間のもの

(2) 給付額の特例

$$(\text{給付額}) = (A \div M \times 12) - (B \times 12)$$

A：2019年の年間の事業収入

M：2019年の設立後月数（法人を設立した月は1ヵ月と数える）

B：対象月の月間の事業収入

特例2. 2018年または2019年に発行された罹災証明書等を有する場合

(1) 提出書類の特例

- ①～⑦の書類の写し等（1・2ページに記載の書類）
※②③については、罹災証明等を受けた日の属する事業年度の直前の事業年度に係るもの
- 2018年または2019年に発行された罹災証明書等の写し

(2) 給付額の特例

$$(\text{給付額}) = A - (B \times 12)$$

A：罹災証明等を受けた日の属する事業年度の直前の事業年度の年間の事業収入

B：対象月の月間の事業収入

特例3. 月あたりの事業収入の変動が大きい場合

少なくとも2020年の任意の1ヵ月を含む連続した3ヵ月（以下「対象期間」とします。）の事業収入の合計が、前年同期間の3ヵ月（以下「基準期間」とします。）の事業収入の合計と比べて20%以上50%未満減少しており、かつ、基準期間の事業収入の合計が基準期間の属する事業年度の年間の事業収入の50%以上に相当する場合、以下の特例を適用できます。

※基準期間が複数の事業年度にまたがる場合は、基準期間の事業収入の合計が基準期間の終了月の属する事業年度の年間事業収入の50%以上に相当していることが要件となるほか、対象期間の終了月は2020年12月以前となります。

また、法人事業概況説明書に月次の事業収入が記載されていない場合は、この特例は適用できません。

(1) 提出書類の特例

- ・①～⑦の書類の写し等（1・2ページに記載の書類）

※基準期間が複数の事業年度にまたがる場合には、どちらの事業年度の月間事業収入もわかるよう、双方の事業年度に係るもの。また、④については、対象期間の全ての月に係るもの。

(2) 給付額の特例

$$\text{（給付額）} = A - B$$

A：基準期間の事業収入の合計 B：対象期間の事業収入の合計

特例4. 事業収入を比較する2つの月の間に合併を行った場合

この特例は、2019年以前に合併を行った法人は対象となりません。

また、2019年中に合併した法人は、特例1が適用可能です。

(1) 提出書類の特例

- ・①～⑦の書類の写し等（1・2ページに記載の書類）

※②及び③については合併前の法人に係るものであるほか、2019年中に複数の事業年度が存在する場合には、2019年中の全ての月間事業収入がわかるもの。そのほかについては、合併後の法人に係るもの。

- ・履歴事項全部証明書の写し

※合併年月日が事業収入を比較する2つの月の間であること。

(2) 給付額の特例

$$\text{（給付額）} = A - (B \times 12)$$

A：合併前の各法人の2019年の年間の事業収入の合計

B：合併後の法人の対象月の月間の事業収入

特例5. 新規に設立した（2020年3月までに）法人である場合

- 2020年1月から3月の間に設立した法人であって、2020年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2020年の法人を設立した月から3月の月平均の事業収入に比べて月間の事業収入が20%以上50%未満減少した月（以下「2020年新規創業対象月」とします。）が存在する場合、以下の特例を適用できます。

(1) 提出書類の特例

- ・様式第5号

（2020年の法人を設立した月から2020年新規創業対象月の間の事業収入が記載されており、税理士の確認を受けたもの。）

- ・滞納がない旨の町税等に係る直近の納税証明書
- ・法人名義の振込先口座の通帳の写し
- ・（事業所等を賃借している場合のみ）事業所等の賃借に係る契約書等の写し
- ・履歴事項全部証明書

※法人の設立年月日が2020年1月1日から3月31日の間であるもの

(2) 給付額の特例

$$(\text{給付額}) = (A \div M \times 6) - (B \times 6)$$

A：2020年1月から3月の間の事業収入の合計

M：法人を設立した月から2020年3月の間の設立後月数（設立した月も1ヵ月とみなす）

B：2020年新規創業対象月の月間の事業収入

- 2019年中に設立した法人で、2019年中に事業収入を得ておらず、2020年1月から3月の間に事業収入を得ている場合であって、2020年1月から3月の月平均の事業収入に比べて事業収入が20%以上50%未満減少した月が存在する場合、以下の特例を適用できます。

(1) 提出書類の特例

- ・様式第5号

（2020年1月から2020年新規創業対象月の間の事業収入が記載されており、税理士の確認を受けたもの。）

- ・滞納がない旨の町税等に係る直近の納税証明書
- ・法人名義の振込先口座の通帳の写し
- ・（事業所等を賃借している場合のみ）事業所等の賃借に係る契約書等の写し
- ・履歴事項全部証明書の写し

※法人の設立年月日が2019年1月1日から12月31日の間であるもの

(2) 給付額の特例

$$(\text{給付額}) = (A \div 3 \times 6) - (B \times 6)$$

A：2020年1月から3月の間の事業収入の合計

B：2020年新規創業対象月の月間の事業収入

特例6. 連結納税を行っている場合

個別法人ごとに1ページの給付対象者要件を満たす場合、以下の特例を適用できます。

(1) 提出書類の特例

- ・①～⑦の書類の写し等（1・2ページに記載の書類）

※②については、連結法人税の個別帰属額等の届出書で代替

(2) 給付額の特例

$$(\text{給付額}) = A - (B \times 12)$$

A：対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間の事業収入

B：対象月の月間の事業収入

特例7. 事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した場合

申請者が法人であって、事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化したため、証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合、以下の特例を適用できます。ただし、2019年以前に法人化した場合は適用できず、2019年中に

法人化した場合は、特例1が適用可能です。

(1) 提出書類の特例

- ①～⑦の書類の写し等（1・2ページに記載の書類）
※②及び③については、2019年分の法人化前の個人事業者に係るものとし、そのほかについては、法人化後の法人に係るもの。
- 法人設立届出書または個人事業の開業・廃業等届出書の写し
※法人設立届出書の場合は、「設立の形態」欄において「1 個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択しており、「整理番号：」に個人の確定申告の番号を記載しているもの。
開業・廃業等届出書の場合は、「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致しているもの。
- 履歴事項全部証明書の写し
※法人の設立日が事業収入を比較する2つの月の間であるもの

(2) 給付額の特例

$$(\text{給付額}) = A - (B \times 1.2)$$

A：2019年の法人化前の個人事業者の事業収入

B：対象月における法人化後の法人の月間の事業収入

特例8. 特定非営利活動法人及び公益法人等の場合

法人税法別表2に規定する公益法人等に該当する場合、以下の特例を適用できます。

(1) 提出書類の特例

- 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入がわかるもの
※例として、学校法人→事業活動収支計算書
社会福祉法人→事業活動計算書
公益財団法人→正味財産増減計算書
など、根拠法令等において作成が義務づけられており、収入がわかるものなど
- 対象月の月間収入がわかるもの（通常の提出書類に準じます。）
- 滞納がない旨の町税等に係る直近の納税証明書
- 法人名義の振込先口座の通帳の写し
- (事業所等を賃借している場合のみ) 事業所等の賃借に係る契約書等の写し
- 履歴事項全部証明書または根拠法令に基づき公益法人の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類等の写し

(2) 給付額の特例

$$(\text{給付額}) = A - (B \times 1.2)$$

A：対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入

B：対象月の月間収入

※A・Bともに、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益にあたる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（国及び地方公共団体からの受託事業収入を含みます。）のみを対象とします。